

警戒レベル4以上または特別警報発表時の対応について

1 登校前に、豊橋市に特別警報が発表されている場合

- (1) 授業を行わず、休業とする。
- (2) 特別警報がその日のうちに解除された場合でも、休業とする。
- (3) 解除後の授業の再開は、学校からの配信・電話連絡等で保護者・生徒に伝える。
- (4) 生徒が居住する市町村に特別警報が発表されている場合及び通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は登校しなくてよい。ただし、その旨学校に連絡すること。

2 在校中、豊橋市に特別警報が発表された場合

即時授業を中止するとともに生徒の生命・安全を確保し、校内に留め置きをするか、速やかに下校させるか適切に対応するとともに、学校から「Classi」の配信・電話連絡等で保護者に伝える。

3 登校後に、豊橋市に特別警報が発表された場合

災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に留め置き、生徒の安全を確保する。

警戒レベル4以上または特別警報発表時の対応について

